

令和4年12月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和4年12月26日（月）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時15分

2 開催場所

尾張旭市役所 講堂1（南庁舎3階）

3 出席委員

農業委員11名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局次長、課長補佐、主事

7 議題等

第24号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第25号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項15 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について

8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより12月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>【異議なしの声】</p>
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、松原圭子委員、松原八壽雄委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件は、第24号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」が1件、第25号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、でございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第24号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>

課長補佐	<p>それでは、第24号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第4条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。第24号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
佐藤庸子 委 員	<p>12月18日、松原八壽雄委員、水野洋子委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、市道瀬戸新居線の城山公園交差点から南側へ約30メートルのところに位置しています。</p> <p>申請内容は、申請人の父親の代より、父が所有していた住宅敷地のための進入路として昭和61年頃より利用していたものであり、現在は相続によりいずれも申請人の所有となっています。隣接する住宅は東側で市道と接していますが、舗装されておらず、草が生い茂っている状況であり、実質的には西側の市道に接続するために必要な土地であり、進入路としての利用はやむを得ないと考えられます。</p> <p>また、長年に渡って農地以外の利用となっていたことから始末書の添付がされています。以上の理由から、許可の基準を満たしていると判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第24号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>第24号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第24号議案については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、第25号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>

課長補佐	<p>それでは、第25号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の変更申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。第25号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
松原圭子 委 員	<p>12月16日、加藤清徳委員、荒谷弘美委員と現地を調査しました。</p> <p>本議案は、令和4年9月の定例総会にて農用地利用計画の変更としてご審議いただいた内容でございます。</p> <p>申請地は、稲葉町五丁目地内で、現在雑種地となっており、周辺は既に工場建設のための造成が始まっています。</p> <p>申請内容は、生産スペース不足を解消するための工場建設であり、汚水雑排水は公共下水道へ接続し、雨水排水は地下貯留施設を経て既存排水路へ放流する計画です。また、万一周辺農地に影響を及ぼしたときは責任をもって対処することから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第25号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>第25号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第25号議案については、許可相当とすることに決まりました。</p>
会 長	<p>これもちまして本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。報告事項15「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。</p>
課長補佐	<p>それでは、報告事項15「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、2件で106平方メートル、主な概要は、東印場町地内ほかで一般個人住宅1件、進入路1件で</p>

	<p>す。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、8件で4,317平方メートル、主な概要は、平子町地内ほかで一般個人住宅6件、集合住宅1件、露天駐車場1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>1点ございます。違反転用に対する是正指導についてです。登記簿上の地目が農地である土地で現況が非農地利用されている土地、いわゆる違反転用状態の土地の所有者に対して、適切な農地管理、または適切な手続きをしてもらうよう依頼する旨の通知を別紙のとおり実施しましたので、ご承知おきください。詳細については、事務連絡にて説明させていただきます。最後に事務局次長より年末のあいさつがございますので、よろしくお願いします。</p>
事務局次長	<p>【あいさつ】</p>
会 長	<p>それでは、以上もちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は1月27日(金)午後1時30分から講堂1にて開催を予定しております。</p> <p>これもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>